

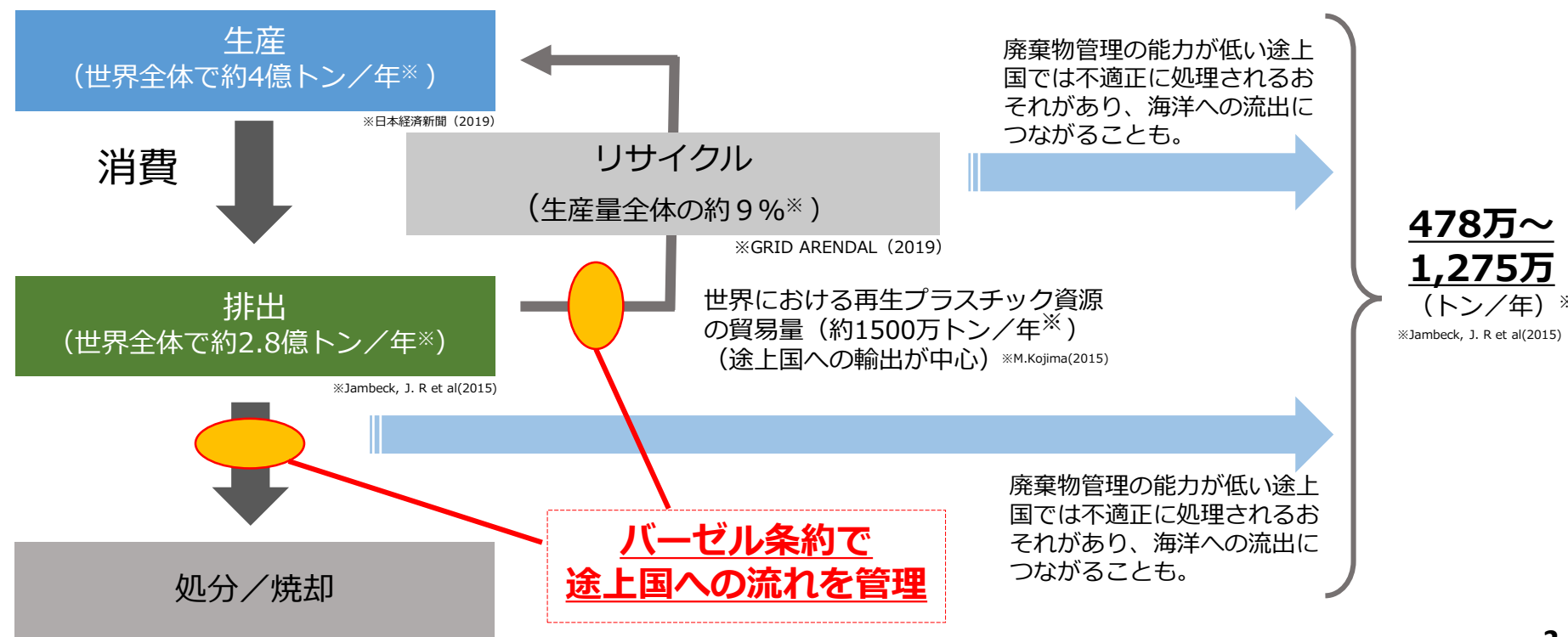
廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法 該非判断基準策定の背景及び目的等について



バーゼル条約附属書改正とその背景

- 2017年に中国が国内での環境汚染等を理由に、廃プラスチックの輸入規制を実施。
- その後、中国に代わり東南アジア諸国への廃プラスチックの輸出が増えたが、これらの廃プラスチックが、**輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしている**と指摘され、その結果、東南アジア諸国においても輸入規制が実施されている。
- この問題の解決のため、バーゼル条約第14回締約国会議（COP14）において、**廃プラスチックを新たに条約の規制対象に追加**する条約附属書改正が決議された。

<プラスチックの生産・処分の流れ>





バーゼル条約附属書改正の概要及びバーゼル法での担保

- バーゼル条約附属書の改正によって、廃プラスチックに関する規定が、**附属書Ⅱ、Ⅳ、Ⅸに追加**された。
- これにより、バーゼル条約において、**全ての廃プラスチック（バーゼル条約の規制対象及び規制対象外を含む）が網羅的に規定**されることとなった。
- **改正附属書は2021年（令和3年）1月1日に発効**する予定であり、以降は条約の規制対象となる廃プラスチックを輸出する際には**事前に相手国の同意が必要**となる。なお、**改正附属書発効後も、相手国の同意があれば輸出は可能であり、「輸出禁止措置」ではないことに留意が必要**。
- 改正内容は**バーゼル法及びバーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令にて担保**する。

＜バーゼル条約附属書の改正内容とバーゼル法及び省令での担保の関係＞（詳細は参考資料2を参照）

改正された附属書	追加された廃棄物	規制対象
附属書Ⅱ （バーゼル法 第2条で担保）	Y48（特別の考慮が必要な廃プラスチック）を追加	規制対象
附属書Ⅳ （バーゼル省令 別表第四で担保）	A3210（有害な廃プラスチック）を追加	規制対象
附属書Ⅸ （バーゼル省令別 表第三で担保）	B3011（非有害な廃プラスチック）を追加	規制対象外



バーゼル法該非判断基準策定の目的

- 今回新たに規制対象となる廃プラスチックとして、有害な廃プラスチック（附属書ⅧA3210）の他、**特別の考慮が必要な廃プラスチック**（附属書ⅡY48）が規定されている。
- **具体的にどのような廃プラスチックが「特別の考慮が必要な廃プラスチック」に該当するかは、各国の解釈による。**
- ついては、廃プラスチックの輸出を行う際に、国内外の関係者が、**当該廃プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断するための、国内における判断基準**を策定することが必要。

<附属書Ⅱ（Y48）の概要>（詳細は参考資料2を参照）

- Y48 プラスチックの廃棄物**（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）
- この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（A3210）
 - プラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（略）（B3011）
 - ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（B3011）



バーゼル法該非判断基準策定のスケジュール

- 今回を含め2回程度検討会を行った後、7～8月を目処にパブリックコメントを実施予定。
- その後、パブリックコメントの結果を踏まえ、必要に応じて修正を行った後、決定・公表。
- なお、2021年1月1日にバーゼル条約改正附属書が発効されることを踏まえ、その前に、輸出関係者への周知期間を置くこととする。

